

令和2年1月30日  
内閣府民間資金等活用事業推進室

## 1. 背景

「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和元年改定版)」(令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定)において、公共施設等においては、地方公共団体の人口規模に関わりなく老朽化による更新や統廃合の必要性が強まっており、人口20万人未満の地方公共団体を含む全ての地方公共団体において、公共施設の整備等を行う場合に従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程である「優先的検討規程」の策定が進むことが強く期待されています。

内閣府では、人口20万人以上の地方公共団体に対して優先的検討規程を定めるよう要請するとともに、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」の策定等を通じて、地方公共団体における優先的検討規程の策定・運用を促進しています。

この度、優先的検討規程を策定し、その規程を運用して、実際にPPP/PFI案件を形成、事業として進捗させようと計画している地方公共団体を募集し支援します。

## 2. 募集対象

以下のいずれにも該当する地方公共団体

- (1) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業があること
- (2) 優先的検討規程を策定済み又は令和2年度末までに策定予定

※地方公共団体の人口規模は問いません。

## 3. 支援内容

内閣府が委託したコンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、又は、実際に事業化することを念頭に対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を支援します。

### 【規程の策定、運用に係る支援内容（例）】

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供 等

支援開始は6月頃を予定し、支援期間は令和2年度内とします。当該支援事業に係る費用

は全額内閣府が負担します。

#### 4. 募集期間

令和2年1月30日（木）～3月19日（木）

#### 5. 提出方法

別添の応募様式に簡潔・明瞭に記入の上、添付する参考資料を含め郵送又は電子メールにて御提出ください。

なお、応募様式のワードファイルは、電子メールにてお送りしますのでご連絡ください。

（提出先及び問合せ先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館14階

内閣府民間資金等活用事業推進室 草野、永谷、潮

TEL : 03-6257-1655 FAX : 03-3581-9682

#### 6. 支援対象の選定

提出いただいた応募様式の記載事項等を基に、内閣府において、案件の具体性等を総合的に勘案し支援対象を選定します。（なお、御応募いただいた案件又は取組自体の評価を行うものではありません。）

必要に応じ、追加の資料提出やヒアリング等をお願いする場合があります。

選定結果は決定後お知らせします。

#### 7. その他留意事項

- （1）支援実施に際し、資料提供等を求めることがあります。
- （2）提出いただいた応募様式等については、返却しませんので御留意ください。
- （3）支援の成果については、他の地方公共団体等における検討の参考とするため横展開していくことを想定しています。調査結果について公表されることを前提に応募してください。
- （4）支援の終了後も引き続き、当該案件又は取組の進捗状況についての報告を求める等、PPP/PFI 推進に関する必要な業務に御協力いただく場合があります。
- （5）不明点がある場合には、「5. 提出方法」の問合せ先にお問い合わせください。

(別添)

令和2年度 優先的検討運用支援 応募様式

応募主体 の名称		
連絡先 (担当者)	(部 署) (担当者名) (住 所) (電 話) (Eメール)	
優先的検討規 程の策定状況	●年●月策定予定	
優先的検討規 程の策定又は 運用にあたっ ての課題		
過去5年間の 主なPPP/PFI 導入実績	●●事業 (PFI 事業) ●●事業 (指定管理者制度)	
規程を運用し て進捗を図る 具体案件の概 要	検討事業 ①	●●事業 ※事業概要 (施設の用途、施設規模、スケジュール、課題等) に ついて記載できる範囲で記入してください。
	検討事業 ②	
	検討事業 ③	
	(注意) 3つ全てを埋める必要はありません。不足する場合は追加してください。	
支援を希望 する事項	※内閣府にどのような支援を希望するのか、また、支援に当たり、特徴的な 点や留意して検討すべき点があれば、具体的に記入してください。	
その他	※特筆すべき事項がありましたら記入してください。	

※必要に応じ、参考資料を添付してください。

※枠の大きさは適宜変更してください。